

専決処分の承認について

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

平成 29 年 6 月 8 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

地方税法施行令の一部改正により秦野市国民健康保険税条例の一部を早急に改正する必要があるため、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定に基づいて専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。



専 決 処 分 書

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項本文の規定により市長において別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

秦野市長 古 谷 義 幸



理由

地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の均等割額及び世帯別平等割額の軽減対象世帯を拡大することについて早急に対応する必要があるため、改正する。

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秦野市国民健康保険税条例（昭和30年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第16条第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同条第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第33号 秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(保険税の減額)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額）、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>270,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>アーカ (略)</p>	<p>(保険税の減額)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額）、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>265,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>アーカ (略)</p>

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき490,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

アーカ （略）

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき480,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

アーカ （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。